

就学前教育・保育施設整備交付金の早急な予算確保等について

近 畿 部 会 提 出

令和6年度の就学前教育・保育施設整備交付金については、当初、当該交付金に係る国と地方との協議が第5回まで予定されていたところであるが、協議申請額が予算の上限に達したため、令和6年3月25日付けで第2回以降の協議を中止とする旨の通知が発出された。その後、同年5月17日付けで追加協議についての通知があったものの、募集対象事業に制限があり、かつ、執行残額内での内示となることから、十分な交付金を受けることができず、計画的な就学前教育・保育施設整備に支障が生じている。

については、こども家庭庁において早急な予算確保及び柔軟な対応等が必要であり、下記のとおり要望する。

記

- 1 国において令和6年4月に実施した令和6・7年度所要額調査を踏まえ、令和6年度所要額については全て交付基準どおりに内示、交付決定を行うこと。

また、内示、交付決定額に財源不足が生じる場合は、早急に補正予算等により財源を確保し、柔軟に追加交付を行うこと。

- 2 追加協議の募集対象事業とならなかった事業について、新たに対象事業として、早期に募集すること。

また、今般の第2回以降の協議の中止により、計画的な就学前教育・保育施設の整備に支障が生じていることから、再募集・内示が当初の協議日程より遅れてなされる場合は、内示前に締結した契約・仮契約や、やむを得ず事前着手した事業についても交付金の対象とすること。

- 3 令和7年度以降についても、全ての所要の財源を確実に確保すること。